

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序はほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のもので継続して利用することができる。

1 利用上の注意

これらの統計表は、平成 16 年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務がある者について、平成 17 年 6 月 30 日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成 15 年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理（更正・決定等）による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成 16 年分）

相続時精算課税とは、特定の贈与者からの贈与について、その特定贈与者ごとの贈与財産の価額から 2,500 万円までの特別控除額を控除した後の金額に、一律 20% の税率を乗じて贈与税額を算出し、特定の贈与者の相続開始時において、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合計した金額を相続税の課税価額として計算される相続税額からその贈与税相当額を控除する方式をいう。

住宅取得資金等の贈与とは、住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。

納税猶予額とは、贈与者の推定相続人であつて農業の後継者が贈与を受けた農地等の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

贈与税の主な控除

イ **配偶者控除** 婚姻期間が 20 年以上の配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000 万円と居住用不動産の価額又は当該金銭とのいずれか少ない金額が当該贈与による取得財産価額から控除される。

ロ **基礎控除** 1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から 110 万円が控除される。

ハ **相続時精算課税に係る特別控除** 特定贈与者ごとに、1 年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額から、2,500 万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既に使用した額を控除した金額）と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか低い金額が控除される。

ニ **相続時精算課税に係る住宅資金特別控除** 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その特定贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅資金特別控除額（限度額 1,000 万円）（前年までに住宅資金特別控除額を使用した場合には、1,000 万円から既に使用した額を控除した金額）と贈与を受けた住宅取得等資金の金額とのいずれか低い金額が控除される。